報告資料３

健　　第　１３６３　号
平成 30 年 1 月 22 日

岩手県国民健康保険運営協議会委員　各位

岩手県保健福祉部健康国保課総括課長

平成 30 年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率について

県の保健福祉行政の推進につきましては、日頃、格別の御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

平成 30 年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率について、別添「公表資料」のとおり決定し、1 月 23 日に県内市町村に対して通知するとともに、県のホームページで公表しますのでお知らせします。

記

１　国民健康保険事業費納付金・標準保険料率について

(1)　平成 30 年度からの国保制度改革により、県が財政運営の責任主体となることに伴い、保険給付に必要な費用は、全額県が市町村に交付することとなり、その財源の一部として、県が決定した納付金を市町村が県に納付します。

(2)　県は、市町村ごとに納付金を割り振るとともに、納付金を納めるために必要な標準保険料率を示すこととされています。

(3)　市町村は、標準保険料率を参考として保険税率を決定しますので、今回の算定結果が実際の保険税額となるものではありません。

２　算定結果の概要

(1) 納付金額

県全体の納付金額は約 330 億円

※市町村ごとの納付金額は、別添公表資料のとおり。

(2) 平成 28 年度保険税との比較（被保険者 1 人当たり保険税額）

※市町村ごとの一覧は、別添参考資料のとおり。

	平成 28 年度 1 人当たり保険税額 円	平成 30 年度算定結果					
		激変緩和措置前			激変緩和措置後		
		1 人当たり保険税額 円	増減額 円	増減割合 %	1 人当たり保険税額 円	増減額 円	増減割合 %
県全体	98,137	93,976	▲4,161	95.76	92,402	▲5,735	94.16
増加率最大（矢巾町）	99,752	113,436	13,684	113.72	99,752	0	100.00
減少率最大（洋野町）	127,234	98,701	▲28,533	77.57	98,701	▲28,533	77.57

（平成 28 年度被保険者 1 人当たり保険税額との比較
増加となった市町村：8 市町村
減少となった市町村：25 市町村）

(3)　激変緩和措置

・保険料負担が平成 28 年度と比較して増加する市町村に対して、県繰入金を活用して、平成 28 年度と同じ水準となるよう激変緩和措置を講じることとしています。

・算定結果が平成 28 年度よりも増加となった 8 市町村は、激変緩和措置により、平成 28 年度と同水準まで抑えることとなります。

平成30年度納付金額及び標準保険料率算定結果一覧

都道府県標準保険料率					
医療分		後期高齢者支援金分		介護分	
所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額
6.25 %	35,553 円	2.32 %	13,133 円	1.95 %	14,562 円

No	市町村名	納付金額	市町村標準保険料率								
			医療分			後期高齢者支援金分			介護分		
			所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額
1	盛岡市	7,038,775,003 円	7.02 %	28,809 円	20,122 円	2.36 %	9,696 円	6,772 円	1.89 %	10,034 円	4,563 円
2	宮古市	1,713,238,744 円	6.11 %	25,075 円	17,514 円	2.24 %	9,193 円	6,421 円	2.35 %	12,511 円	5,689 円
3	大船渡市	1,134,286,494 円	6.17 %	25,331 円	17,693 円	2.10 %	8,651 円	6,042 円	1.79 %	9,501 円	4,320 円
4	奥州市	2,798,414,036 円	5.79 %	23,768 円	16,601 円	2.09 %	8,582 円	5,994 円	1.70 %	9,007 円	4,096 円
5	花巻市	2,283,627,412 円	5.85 %	24,032 円	16,785 円	2.04 %	8,374 円	5,849 円	2.01 %	10,687 円	4,860 円
6	北上市	1,999,187,670 円	5.86 %	24,069 円	16,811 円	2.37 %	9,726 円	6,793 円	1.93 %	10,233 円	4,653 円
7	久慈市	1,148,020,421 円	5.10 %	20,948 円	14,631 円	2.39 %	9,815 円	6,855 円	2.54 %	13,503 円	6,140 円
8	遠野市	744,618,493 円	5.65 %	23,178 円	16,188 円	2.16 %	8,888 円	6,208 円	1.76 %	9,367 円	4,259 円
9	一関市	2,988,019,174 円	5.51 %	22,599 円	15,784 円	2.33 %	9,595 円	6,702 円	1.79 %	9,511 円	4,325 円
10	陸前高田市	624,318,213 円	6.30 %	25,853 円	18,057 円	2.22 %	9,140 円	6,384 円	2.37 %	12,617 円	5,737 円
11	釜石市	920,002,630 円	5.85 %	24,021 円	16,778 円	1.68 %	6,903 円	4,822 円	1.76 %	9,335 円	4,245 円
12	二戸市	810,035,753 円	4.95 %	20,305 円	14,182 円	2.33 %	9,576 円	6,688 円	1.72 %	9,144 円	4,158 円
13	八幡平市	763,555,221 円	5.49 %	22,546 円	15,747 円	2.22 %	9,136 円	6,381 円	1.80 %	9,562 円	4,348 円
14	滝沢市	1,263,797,606 円	6.43 %	26,397 円	18,437 円	2.37 %	9,733 円	6,798 円	1.96 %	10,438 円	4,746 円
15	雫石町	503,646,041 円	6.61 %	27,150 円	18,963 円	2.33 %	9,594 円	6,701 円	2.06 %	10,940 円	4,975 円
16	葛巻町	271,140,808 円	5.01 %	20,555 円	14,356 円	2.30 %	9,462 円	6,609 円	1.98 %	10,546 円	4,795 円
17	岩手町	482,257,848 円	6.06 %	24,857 円	17,361 円	2.36 %	9,717 円	6,787 円	1.89 %	10,057 円	4,573 円
18	紫波町	809,366,978 円	5.97 %	24,502 円	17,113 円	2.46 %	10,119 円	7,067 円	1.98 %	10,527 円	4,787 円
19	矢巾町	603,999,398 円	7.14 %	29,292 円	20,459 円	1.62 %	6,675 円	4,662 円	1.39 %	7,409 円	3,369 円
20	西和賀町	149,972,491 円	7.31 %	30,027 円	20,972 円	2.23 %	9,161 円	6,399 円	2.04 %	10,840 円	4,929 円
21	金ケ崎町	355,967,443 円	6.27 %	25,749 円	17,985 円	2.36 %	9,716 円	6,786 円	1.98 %	10,502 円	4,775 円
22	平泉町	183,612,027 円	4.38 %	17,982 円	12,560 円	2.20 %	9,064 円	6,331 円	1.72 %	9,153 円	4,162 円
23	住田町	187,813,806 円	7.14 %	29,323 円	20,481 円	2.17 %	8,901 円	6,217 円	1.77 %	9,414 円	4,281 円
24	大槌町	413,631,781 円	6.51 %	26,729 円	18,669 円	2.19 %	9,008 円	6,291 円	2.04 %	10,861 円	4,939 円
25	山田町	592,143,409 円	5.86 %	24,055 円	16,801 円	2.13 %	8,760 円	6,119 円	1.75 %	9,304 円	4,231 円
26	岩泉町	316,695,408 円	6.40 %	26,260 円	18,341 円	2.18 %	8,977 円	6,270 円	2.33 %	12,357 円	5,619 円
27	田野畑村	131,581,829 円	5.95 %	24,434 円	17,066 円	2.27 %	9,351 円	6,531 円	1.84 %	9,781 円	4,448 円
28	普代村	128,267,656 円	4.75 %	19,500 円	13,619 円	2.44 %	10,020 円	6,998 円	2.08 %	11,061 円	5,030 円
29	軽米町	320,169,261 円	4.68 %	19,221 円	13,425 円	2.24 %	9,215 円	6,436 円	1.92 %	10,189 円	4,633 円
30	洋野町	647,817,903 円	5.53 %	22,705 円	15,858 円	2.05 %	8,444 円	5,897 円	1.97 %	10,482 円	4,766 円
31	野田村	146,840,651 円	4.43 %	18,187 円	12,703 円	2.28 %	9,368 円	6,543 円	2.12 %	11,269 円	5,124 円
32	九戸村	176,321,959 円	5.20 %	21,331 円	14,898 円	2.26 %	9,280 円	6,482 円	1.84 %	9,759 円	4,438 円
33	一戸町	430,308,618 円	5.65 %	23,183 円	16,192 円	2.34 %	9,617 円	6,717 円	1.83 %	9,709 円	4,415 円
合　計		33,081,452,185 円									

【納付金額】
県の国民健康保険に関する特別会計において負担する費用（市町村に対する保険給付費等交付金等）に充てるため、市町村が県に納付する国民健康保険事業費納付金の金額。

【都道府県標準保険料率】
全国統一の算定基準による当該都道府県の保険料の標準的な水準を表す。
所得割と均等割の２方式により算定。

【市町村標準保険料率】
県内統一の算定基準による市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す。
所得割、均等割及び平等割の３方式により算定。

注）標準保険料率は、保険税の賦課限度額を考慮していないこと、また、保険税率はそれぞれの実情を踏まえて市町村が決定するものであることから、実際の保険税率とは一致しないことがあります。

平成30年度算定結果と平成28年度保険税との比較（被保険者1人当たり保険税）

No.	保険者名	平成28年度保険税額	平成30年度算定結果							
			激変緩和措置前			激変緩和措置後				
			保険税額	増減額	増減割合	激変緩和措置額	激変緩和措置後保険税額	増減額	増減割合	
		（A）	（B）	（C） （B）－（A）	（D） （B）／（A）	（総額）	（E）	（F） （E）－（A）	（G） （E）／（A）	
		円	円	円	%	円	円	円	%	
1	盛岡市	97,890	98,905	1,015	101.04	56,493,885	97,890	0	100.00	
2	宮古市	100,592	97,914	▲ 2,678	97.34	0	97,914	▲ 2,678	97.34	※
3	大船渡市	98,176	110,267	12,091	112.32	106,875,600	98,177	1	100.00	
4	奥州市	89,126	86,601	▲ 2,525	97.17	0	86,601	▲ 2,525	97.17	
5	花巻市	86,485	90,819	4,334	105.01	87,321,432	86,485	0	100.00	
6	北上市	95,922	89,055	▲ 6,867	92.84	0	89,055	▲ 6,867	92.84	※
7	久慈市	105,266	92,108	▲ 13,158	87.50	0	92,108	▲ 13,158	87.50	※
8	遠野市	85,303	87,261	1,958	102.30	12,460,712	85,303	0	100.00	
9	一関市	92,459	85,053	▲ 7,406	91.99	0	85,053	▲ 7,406	91.99	※
10	陸前高田市	113,901	105,940	▲ 7,961	93.01	0	105,940	▲ 7,961	93.01	※
11	釜石市	82,605	93,548	10,943	113.25	86,373,099	82,605	0	100.00	※
12	二戸市	96,891	79,716	▲ 17,175	82.27	0	79,716	▲ 17,175	82.27	
13	八幡平市	103,544	89,329	▲ 14,215	86.27	0	89,329	▲ 14,215	86.27	※
14	滝沢市	99,823	100,695	872	100.87	9,305,984	99,823	0	100.00	
15	雫石町	129,967	106,818	▲ 23,149	82.19	0	106,818	▲ 23,149	82.19	※
16	葛巻町	112,677	96,639	▲ 16,038	85.77	0	96,639	▲ 16,038	85.77	※
17	岩手町	126,329	102,479	▲ 23,850	81.12	0	102,479	▲ 23,850	81.12	※
18	紫波町	90,230	90,630	400	100.44	2,885,600	90,230	0	100.00	
19	矢巾町	99,752	113,436	13,684	113.72	70,691,544	99,752	0	100.00	※
20	西和賀町	111,006	104,610	▲ 6,396	94.24	0	104,610	▲ 6,396	94.24	※
21	金ケ崎町	98,145	94,068	▲ 4,077	95.85	0	94,068	▲ 4,077	95.85	
22	平泉町	95,550	75,369	▲ 20,181	78.88	0	75,369	▲ 20,181	78.88	
23	住田町	121,379	108,519	▲ 12,860	89.41	0	108,519	▲ 12,860	89.41	※
24	大槌町	110,805	94,049	▲ 16,756	84.88	0	94,049	▲ 16,756	84.88	※
25	山田町	111,024	94,316	▲ 16,708	84.95	0	94,316	▲ 16,708	84.95	※
26	岩泉町	104,271	99,156	▲ 5,115	95.09	0	99,156	▲ 5,115	95.09	※
27	田野畑村	126,981	101,643	▲ 25,338	80.05	0	101,643	▲ 25,338	80.05	※
28	普代村	110,520	96,908	▲ 13,612	87.68	0	96,908	▲ 13,612	87.68	※
29	軽米町	94,708	82,678	▲ 12,030	87.30	0	82,678	▲ 12,030	87.30	※
30	洋野町	127,234	98,701	▲ 28,533	77.57	0	98,701	▲ 28,533	77.57	※
31	野田村	109,038	92,506	▲ 16,532	84.84	0	92,506	▲ 16,532	84.84	※
32	九戸村	103,497	84,371	▲ 19,126	81.52	0	84,371	▲ 19,126	81.52	※
33	一戸町	113,066	95,137	▲ 17,929	84.14	0	95,137	▲ 17,929	84.14	※
	県全体	98,137	93,976	▲ 4,161	95.76	432,407,856	92,402	▲ 5,735	94.16	

【留意事項】
1　網掛けの市町村は、激変緩和の対象となる市町村です。
2　平成30年度における実際の保険税額は、県が示す標準保険料率を参考として、各市町村が決定するものであることから、算定結果が実際の保険税額となるものではありません。
3　現在、市町村によっては、一般会計から国保特別会計への繰入、市町村が積み立てた財政調整基金の取崩しなどにより、保険税の増加を抑制している場合があります（欄外※印の市町村）が、上記の1人当たり保険税額は、そのような保険税の増加抑制を考慮しない税額で比較しています。
4　したがって、平成28年度に保険税の増加を抑制している市町村においては、平成30年度算定結果の増減額欄が減額となっていても、実際の保険税額は減額とならない場合があります。